

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則(地域振興課)

◇告 示 監視区域の指定の解除(〃)

国定公園の公園事業の決定(自然保護課)

飼料の試験の結果の概要(畜産課)

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)

都市公園の供用の開始(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(小中学校課)

◇教委告示 平成七年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(〃)

平成七年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項(〃)

平成七年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(〃)

平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項(高等学校課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇ 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則

一 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則は、廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十三号

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則を廃止する規則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則(平成二年九月鳥取県規則第四十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百二十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第三項において準用する同法第十二条第十二項の規定に基づき、次のとおり監視区域の指定を解除するので、同法第二十七条の二第三項において準用する同法第十二条第十二項の規定により告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 監視区域の指定を解除する区域

1 平成二年九月鳥取県告示第七百八十五号（監視区域の指定について）により監視区域として指定された区域

2 平成三年二月鳥取県告示第五百五十二号（監視区域の指定について）により監視区域として指定された区域

二 解除年月日

平成六年十二月六日

鳥取県告示第八百十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公園事業の名称 位置又は区間

博物館展示施設 鳥取県八頭郡若桜町（春米）

運動場 鳥取県八頭郡若桜町（春米）

宿舎 鳥取県八頭郡佐治村（山王滝）

野営場 鳥取県八頭郡佐治村（山王滝）

氷ノ山周遊線 起点 鳥取県八頭郡若桜町（春米・歩道分岐点）

終点 鳥取県八頭郡若桜町（春米・歩道分岐点）

起点 鳥取県八頭郡若桜町（春米・歩道分岐点）

終点 鳥取県八頭郡若桜町（春米・国道公園境界）

鳥取県告示第八百十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成六年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試 試 の 結 果 の 概 要							備考
				粗たん質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	倉吉市大塚597 -1 鳥取県農業協同組 合連合会飼料基地	①くみあい配合飼料 モーレット くみあい標準配合飼料 スーパーモーレットほ いく くみあい標準配合飼料 肉牛用やまと73フレ ーク	平成 6年 10月	21.4	4.4	3.9	5.8	0.99	0.64	12.2	
			〃	18.3	3.4	4.2	4.0	0.60	0.50	12.1	
神戸市 協同飼料株式会 社神戸工場	倉吉市小嶋533 -1 有限会社桑田飼料 店	マヤ・8ーリートG	〃	19.8	7.1	2.3	5.0	0.76	0.72	11.2	
		ハイコロ10	〃	17.4	5.9	2.8	4.5	0.74	0.60	12.3	
		デイリーアップ80	〃	29.7	10.1	8.7	6.4	0.87	0.65	9.5	
岡山県倉敷市 日本農産工業株 式会社水島工場	倉吉市広栄町93 1 鳥取ノーサン商事 株式会社	ノーサン印肉用牛肥育 用配合飼料ビーフレ ク75	平成 6年 9月	12.7	2.7	3.4	4.5	0.67	0.45	12.5	
		ノーサン印若令牛育成 用配合飼料ハイグロ ー	〃	15.4	3.0	4.6	5.6	0.89	0.60	12.1	
		ノーサン印肉用牛肥育 用配合飼料和牛肥育後 期	平成 6年 10月	14.6	2.7	5.4	4.5	0.64	0.54	12.5	

岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	東伯郡泊村大字石 脇394 中村産業株式会社 中部支店	ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料ネオウ イニーB	〃	19.9	5.2	2.8	4.9	0.81	0.77	12.3	
		日清印若牛用配合飼料 肉牛粗粒育成	〃	15.8	3.9	5.3	5.9	0.84	0.77	12.8	
岡山県玉野市 中国飼料合資会 社	鳥取市上味野52-7 戸田武商店	日清印子牛用人工乳ニ ューカーフスターター	〃	18.7	3.4	3.2	5.8	1.06	0.61	12.6	
		日清印成鶏用配合飼料 ランキーバー	〃	18.3	3.5	2.8	10.6	3.15	0.64	12.2	
岡山県倉敷市 日本農産工業株 式会社水島工場	鳥取市秋里403 —1 株式会社イナキ	④カネニ印成鶏用配合 飼料ウット	〃	18.2	3.8	2.6	10.3	3.12	0.59	12.3	
		ノーサン印子豚育成用 配合飼料スパートG	〃	16.6	3.2	2.1	4.3	0.72	0.54	13.1	
神戸市 西日本くみあい 飼料株式会社神 戸工場	鳥取市五反田町3 鳥取県農業協同組	ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料スクラ ソナル	〃	19.4	5.0	2.2	5.3	0.88	0.70	11.9	
		④くみあい配合飼料 コーフェック	〃	18.1	5.6	3.1	12.4	3.84	0.67	11.4	
岡山県倉敷市 西日本くみあい	鳥取県農業協同組	くみあい配合飼料マル Mハイパワータック	平成 6年 9月	16.0	3.4	3.6	5.8	1.14	0.63	12.8	
		④くみあい養豚用配合 飼料ひまわりポークB	平成 6年 10月	18.1	4.6	2.7	4.2	0.58	0.50	13.2	

飼料株式会社 島工場	合連会社鳥取支所	くみあい配合飼料種豚 用S	〃	16.6	3.8	3.6	4.9	0.69	0.54	13.2	
---------------	----------	------------------	---	------	-----	-----	-----	------	------	------	--

注1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第八百十五号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成六年十二月六日から施行する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の乗組員安全機器等設置資金の項貸付対象の欄四中「歩み板」を「船上トイレ」に改め、同項貸付限度額の欄を次のように改める。

「転落防止用すりすり、すべり止め又は安全カバー装置を設置する場合にあつては五十万円、船上トイレを設置する場合にあつては三十万円

第一経営等改善資金の救命消防設備購入資金の項貸付対象の欄中五を削り、六を五とし、七を六とし、六の次に次のように加える。

七 イーバブ

八 レーダートランスポンダ

第一経営等改善資金の救命消防設備購入資金の項貸付限度額の欄中、「救難用リーダー应答器」を削り、「十万円」の下に、「イーバブを購入する場合にあつては六十万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあつては六十五万円」を加える。

第三青年漁業者等養成確保資金の漁業経営開始資金の項貸付対象の欄一中「及び取得費」を、「取得費及び改造費」に改める。

鳥取県告示第八百十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡東郷町大字引地

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成六年十二月六日

〔別紙図面〕は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第八百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十二月八日 鳥取県指令受都計三一第一四号

二 工区(第一工区)に含まれる地域の名称

鳥取市古海字東榎田、字西河原下ノ一及び字西河原中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中 宣二

鳥取市西町二丁目四一八

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本 満義

鳥取県告示第八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月八日 鳥取県指令受鳥土維第五百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市緑ヶ丘二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤 泰治

鳥取県告示第八十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県取納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、平成六年十二月十二日から施行する。

平成六年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

八鹿支店 養父郡八鹿町八鹿

を

八鹿支店 養父郡八鹿町下

網場 に改める。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第十一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表白兔養護学校の項、倉吉養護学校の項及び米子養護学校の項中「三五人」を「四〇人」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

平成七年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成六年十二月六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成七年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

1 高等部

(1) 募集生徒数

普通科 10人

保健医療科 10人

(2) 出願資格を有する者

視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は、平成7年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願方法

ア 出願手続

イ 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。

ロ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校長に提出するものとする。

ハ 出願期間

平成7年2月13日（月）から、同月18日（土）まで。ただし、郵送による場合は、同月16日（木）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

ニ 受付時間

9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）

ヒ 受付場所

鳥取盲学校

ホ その他

<p>鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。</p> <p>(4) 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>(5) 学力検査及び面接の日程等</p> <p>ア 日時 平成7年3月2日（木）9時から16時30分まで（受付は、8時30分から9時までとする。）</p> <p>イ 場所 鳥取盲学校</p> <p>ウ 学力検査実施教科 普通科 国語、社会、数学、理科及び英語 保健医療科 国語及び社会 （筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。）</p> <p>エ その他 学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。</p> <p>(6) 合格者の発表 平成7年3月4日（土）12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。</p> <p>(7) その他 ア この要項に定めるもののほか、高等部の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。 イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。 ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校（岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441）に問い合わせること。</p> <p>2 専攻科</p> <p>(1) 募集生徒数</p>	<p>療養科 10人</p> <p>(2) 出願資格を有する者 視覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。 ア 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成7年3月に卒業する見込みの者 イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(3) 出願方法 ア 出願手続 ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取盲学校長に提出しなければならない。 イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書、当該学校の卒業（見込み）証明書及び視力等の証明書を添えて鳥取盲学校に提出するものとする。</p> <p>イ 出願期間 平成7年2月13日（月）から同月18日（土）まで。ただし、郵送による場合は、同月16日（木）までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間 9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）</p> <p>エ 受付場所 鳥取盲学校</p> <p>オ その他 鳥取盲学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。</p> <p>(4) 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。</p> <p>(5) 学力検査及び面接の日程等</p>
--	---

ア 日時

平成7年3月2日(木) 9時から16時30分まで(受付は、8時30分から9時までとする。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

国語、理科、数学及び英語(ただし、盲学校の保健医療科を卒業した者については、数学又は英語のいずれかを願い出によって保健医療に代えることができる。)

(筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。)

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(6) 合格者の発表

平成7年3月4日(土)12時に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、専攻科の生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取盲学校に問い合わせること。

鳥取県教育委員会第三十七号

平成七年度鳥取県立鳥取聾学校高等学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成六年十二月六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成7年度鳥取県立鳥取聾学校高等学校高等部生徒募集要項

1 募集生徒数

普通科 10人

産業工芸科 10人

被服科

2 出願資格を有する者

聴覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成7年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取聾学校長に提出しなければならない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオーディオグラム(測定したものがなければ、鳥取聾学校で測定する。)を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成7年2月13日(月)から同月20日(月)まで(日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同月17日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成7年3月8日(水)10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科

国語及び数学

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成7年3月17日(金)10時に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

(3) 生徒の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校(岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会第二十八号

平成七年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集を次の要項により実施する。

平成七年十二月六日

鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

平成7年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

白兔養護学校	普通科	単一学級10人	重複学級8人
倉吉養護学校	普通科	単一学級10人	重複学級5人
米子養護学校	普通科	単一学級10人	重複学級7人
皆生養護学校	普通科		17人(重複学級を含む。)

2 出願資格を有する者

白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の単一学級にあっては精神薄弱の程度が、皆生養護学校にあっては肢体不自由(重複障害を含む。)の程度が、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の2の表に規定する程度の者(白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校の重複学級にあっては、精神薄弱の程度が、学校教育法施行令第22条の2の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者)で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成7年3月に卒業する見込みの者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。

出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校長に提出するものとする。

<p>(2) 出願期間</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成7年2月14日(火)から同月16日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同月15日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>イ 皆生養護学校 平成7年2月17日(金)から同月23日(木)まで(日曜日を除く)。ただし、郵送による場合は、同月22日(水)までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間 9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)</p> <p>(4) 受付場所 各募集学校</p> <p>(5) その他 各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。ただし、皆生養護学校にあっては、これらと学力検査の結果により行うものとする。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>ア 面接</p> <p>(ア) 日時 平成7年2月21日(火)10時から15時まで(ただし、9時30分までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 各志願学校</p> <p>(2) 皆生養護学校</p> <p>ア 学力検査</p>	<p>(ア) 日時 平成7年3月2日(木)10時から(ただし、9時30分までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>イ 面接 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>6 合格者の発表 平成7年2月24日(金)12時(皆生養護学校にあっては、平成7年3月8日(水)12時)に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。</p> <p>(2) 生徒の募集に関する説明会を、各募集学校において次の日時に開催する。</p> <p>白兔養護学校 平成7年2月6日(月)10時から 倉吉養護学校 平成7年2月6日(月)10時から 米子養護学校 平成7年2月6日(月)10時から 皆生養護学校 平成7年2月8日(水)13時から</p> <p>(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。</p> <p>ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>(ア) 期間 平成7年2月6日(月)から同月16日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。ただし、倉吉養護学校については、日曜日及び同月13日(月)を除く日とする。)</p> <p>(イ) 時間 9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)</p>
--	--

イ 皆生養護学校

(ア) 期間
平成7年2月8日(水)から同月23日(木)まで(2月11日(土)及び日曜日を除く。)

(イ) 時間
9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)

(4) 生徒の募集に関し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせること。

白兎養護学校 (〒689-02鳥取市伏野1550-1 電話0857-59-0585)

倉吉養護学校 (〒682倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500)

米子養護学校 (〒689-35米子市蚊屋343 電話0859-27-3411)

皆生養護学校 (〒683米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571)

8 再募集

白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校においては、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

(1) 出願期間

平成7年2月27日(月)から3月1日(水)までとする。ただし、郵送による場合は、同年2月28日(火)までの消印のあるものに限る。受け付ける。

(2) 受付時間

9時から17時まで

(3) 面接の日程

平成7年3月3日(金)10時30分から(ただし、10時までに集合すること。)

(4) 合格者の発表

平成7年3月4日(土)12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

(5) その他

ア 再募集に係る入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

(ア) 平成7年2月25日(土)から同年2月28日(火)まで(日曜日を除く。)

(イ) 9時から17時まで(土曜日は、9時から12時まで)
その他再募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

鳥取県教育委員会告示第二十九号

平成七年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成六年十一月六日

鳥取県教育委員会 局長 田中 圭介

平成7年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約1000人
倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約1000人
米子東高等学校	米子市勝田町1	約1000人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げる書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

- (7) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの
- (4) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- (5) 写真1枚（出願前3箇月以内に脱帽して撮影した、上半身像のもので、名刺判とし、裏面に出身学校名、氏名及び生年月日を記入すること。）
- イ 高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成7年4月1日（土）から同月5日（水）まで（日曜日を除く。）。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月3日（月）までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

9時から17時まで（土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時 平成7年4月7日（金）9時から（ただし、8時30分までに集合すること。）

(2) 場所 各募集高等学校

(3) 学力検査の科目 国語Ⅰ、国語Ⅱ、数学Ⅰ、数学Ⅱ、英語Ⅰ及び英語Ⅱ

6 合格者の発表

平成7年4月12日（水）12時に各募集高等学校に合格者の氏名を掲示する。

7 注意事項

- (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。
- (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

8 参考事項

- (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。
国語、数学、外国語（英語）、理科、社会及び保健体育
- (2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期（4月から8月まで）及び第2学期（9月から翌年3月まで）の2期とする。
- (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められる遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十二月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	チキチキドリームP-2	株式会社ソフニア
〃	CRヤツタルデー	〃
〃	フリーゲームSP	〃
〃	ヌトリートプラゲーズZ	〃
〃	CRビックリパット7	〃
〃	バトルプレーンP-2	〃
〃	ソニックシュート	〃
回胴式遊技機	ダイサンゲンX	高砂電器産業株式会社
〃	C51SP	株式会社パル工業
〃	ザンガスSP1	大東音響株式会社
〃	トリプルカイナー3	エレクトロロイソングヤパン株式会社
〃	キングオプカリブ	ユニバーサル販売株式会社
〃	トリプルクラウンⅢ	株式会社マックスアライド

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千元(送料を含む)】